

愛知県後期高齢者医療広域連合入札心得

(趣旨)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する物件の請負、若しくは買い入れ又はその他の契約に係る競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項は次のとおりである。

(仕様書等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、現場及び添付書類を熟覧のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年広域連合規則第18号。以下「契約規則」という。）第17条又は第27条に該当する場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に、還付する。

4 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

(入札)

第4条 入札参加者は、入札書を提出する際、あらかじめ指示した様式による入札書を提出しなければならない。

2 入札は、総価により行わなければならない。ただし、あらかじめ月額又は単価によるべきことを広域連合長が指示したときは、その指示したところによる。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（総価契約において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札書は封筒にいれ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、封筒表面中央部に業務名及び開札日時を記載のうえ、入札書受領期限までに提出しなければならない。

5 入札参加者は、代理人をして、入札を行わせることができる。この場合において、入札参加者は、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札者は、既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、辞退する旨を明記した辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札書受領期限までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金若しくは担保を納付しない者又は提出しない者の入札

(4) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(5) 記名を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 明らかに不正の利益を得るために連合していると認められる入札

(9) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(10) 積算内訳書の合計金額と入札金額が一致しないもの、計算誤り、記載誤り、内訳項目の欠落その他の積算内訳書に不備のある入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、契約規則、入札心得、入札に関する条件又は広域連合長があらかじめ指示した事項等に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定方法は次のとおりとする。

(1) 買入れ借入れ等、広域連合の支出の原因となる契約にあっては、予定価格制限の範

圏内で最低の価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格）をもって入札した者

(2) 売払い貸付け等、広域連合の収入の原因となる契約にあつては、予定価格制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札に関係のない職員にくじを引かせることとする。

（再度入札）

第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第9条の規定に該当する入札

(2) 第10条第1項第1号の規定による最低制限価格を下回る入札

(3) 第3回目以降の入札において、前回の入札における前々回の入札の公表された最低価格以上の入札

（再度入札の入札保証金）

第13条 前条の規定により行う再度入札に係る入札保証金は、初度の入札保証金（入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）の納付をもって当該再度入札に係る入札保証金の納付があったものとみなす。

（契約保証金）

第14条 落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約規則第6条に該当する場合は、この限りではない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について、準用する。

3 第3条第3項の規定は、契約保証金の納付について、これを準用する。

4 第3条第4項の規定は第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第5項の規定は第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について、準用する。

5 落札者は、還付を受けるべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保をその納付すべき契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充当することができる。

6 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

（契約書の提出）

第15条 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合について

はこの限りでない。

2 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。

(入札保証金の没収)

第16条 落札者が入札保証金を納付した場合において、契約を締結しないときは、当該入札保証金は、広域連合に帰属する。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に参加しようとする者は入札心得によるほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び契約規則を熟知し、入札しなければならない。

封筒の記載方法

封筒の書式

(表)

愛知県後期高齢者医療広域連合長 様

令和〇年〇月〇日開札
『業務名』の入札書在中

(裏)

封緘

入 札 者
住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

封緘